

紀北町広報紙廣告掲載取扱基準

(趣旨)

第1条 この基準は、紀北町有料廣告事業実施要綱（以下「要綱」という。）に基づき、紀北町広報紙（以下「広報きほく」という。）に掲載する廣告の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(廣告の位置及び枠数)

第2条 要綱第4条に規定する広報きほくへの廣告の位置及び枠数は、原則として次のとおりとする。

(1) 広告の位置 紀北町が指定するページ及び位置

(2) 枠数 2枠を基本とするが必要に応じて追加することができる。

2 掲載廣告は、廣告を掲載する者（以下「廣告主」という。）1人当たり1枠を限度とする。

(廣告の種類)

第3条 広報きほくに掲載する廣告は、フルカラーの廣告とする。

(廣告の規格)

第4条 广告の規格（1枠）は、次のとおりとする。

(1) 縦50ミリ、横170ミリ

(2) 1枠を2分の1として使用可能

(廣告の掲載期間)

第5条 广告の掲載期間は、1か月単位とする。

(掲載料金)

第6条 广告の掲載料金は、1枠当たり月額10,000円（消費税込み）とする。

2 2分の1を利用した場合の掲載料金は、月額5,000円（消費税込み）とする。

(廣告の申し込み)

第7条 广告の申し込みは、要綱第6条に基づくものとし、次の資料及び原稿を添付するものとする。

(1) 广告の原稿（電子データ）

(2) その他参考となる資料

(その他)

第8条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この基準は、平成19年6月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和5年5月16日から施行する。